



沢辺税理士事務所通信

令和 8 年 7 月 1 日号
NO. 149

※※※

ワールドカップ雑感

※※※

ワールドカップのブラジル戦、惜しくも 1-2 で敗れてしまいましたね。前半は日本が組織的に動いていて、やりたいことができ、1-0 で折り返すことができました。私はにわかサッカーファンなので細かい戦術のうんぬんはわからないのですが、「日本の組織力が強み」という言葉、結構好きです。日本の、そして日本人のアイデンティティにとっても合っている気がします。組織として戦術理解が共有・徹底されているから、途中でメンバーが変わっても全体としてやるべきことは変わらない、というのは経営にも通じる点だと思います。

後半は防戦一方になってしまいましたね。ブラジルは後半に戦術をわりと大きく変えてきて、日本が対応できなかった形でした。4 年前のワールドカップで日本は前半と後半の戦術を大きく変えてドイツとスペインに逆転勝利しましたが、今回はその逆をやられてしまった感じでした。防戦一方になってしまったのは後半の戦術の失敗（守りに入りすぎた）なのか、それまでに体力を削られすぎて対応するエネルギーが残っていなかったのか、素人にはわかりませんが、もし今大会にベストメンバーで挑めれば、絶対ブラジルに勝ってたと思います。主力 4 人が抜けたのは痛すぎました。見たかったなー！ベストメンの日本代表。

※※※ 青色申告 75 万円控除と、総勘定元帳の電子化 ※※※

令和 9 年分の個人の確定申告より、青色申告控除の最大額が 65 万円→75 万円に拡充されます。ただし、今まで通りやっていて自動的に控除が増える、というものではありません。逆に大きく減ってしまうケースもあります。

令和 8 年分までは、事業的規模の事業所得または不動産所得の申告を行う場合、複式簿記で記帳し、貸借対照表・損益計算書などを確定申告書に添付し期限内に申告すれば 55 万円控除、それをさらに電子申告するか、総勘定元帳等を優良電子帳簿保存していれば 65 万円控除が取れました。ところが令和 9 年からは 55 万円控除そのものが無くなり、電子申告しなければ（＝紙提出すれば）無条件に最大 10 万円しか控除が取れなくなります。そして 75 万円控除を受けるためには、「電子申告かつ優良電子帳簿保存」が必要になります。

この優良電子帳簿保存というのは、総勘定元帳を単に PDF にして保存するだけでは要件を満たしません。会計データそのものが電子帳簿として保存されており、訂正・削除の履歴が残ったり検索が行えるような仕組みでないといけません。これは個人で構築するのはとても難しいですが、当事務所では優良電子帳簿保存に対応しうる会計ソフトを導入し、顧問先様のほうでも閲覧可能なデータとしてお渡しできるように準備中です。これで 75 万円控除が取れるようになります。また法人様にも同様のデータをご準備する予定です。

これらは令和 8 年末までに導入する予定ですが、それまでは PDF データによる総勘定元帳のお渡しとなります。従来より行っていた紙印刷での総勘定元帳のお渡しはペーパーレスの観点も含めて、廃止させていただきます。PDF の総勘定元帳は優良な電子帳簿ではありませんが、適切に保存していただくことで紙印刷での総勘定元帳の保存と同様の、一般の帳簿保存義務は満たされることとなります。